

称号段級位審査規程

(定款第4条に基づきこれを定める)

(総則)

第1条 一般社団法人静岡県剣道連盟（以下「県剣連」という）の行う称号の選考および段・級位の審査は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）が行うもののほか本規程による。

(審査会)

第2条 定期審査会は、五段以下とし年間3回実施する。

ただし理事会において承認した場合は、三段以下に限って臨時審査会を実施することができる。

2 級位審査は1・2・3級とし、県剣連会長の承認を得て、地区連盟において実施することができる。ただし、地区連盟の都合によっては隣接地区連盟が合同して実施することができる。

(審査対象)

第3条 第2条第2項の地区剣道連盟が行う審査会の合格者は会員登録の手続きをしなければならない。

(審査員選考委員会)

第4条 全剣連剣道称号・段位審査規則第4条第3項に基づく県剣連審査員選考委員会（以下選考委員会という）委員の構成は、理事2名・範士2名・学識経験者1名を原則とする。

2 前項により難いときは、委員の構成を変えることができる。ただし、一つの資格のみによって構成することできない。

3 選考委員会は、審査委員会が選出した審査員候補者名簿に基づいて審査員を選考し、会長がこれを任命する。

(審査員の構成)

第5条 審査員は前条で任命され、全剣連へ登録した者をこれに充てる。

2 四段ないし五段の審査会および称号選考審査会は、審査員6名で構成する。

※全剣連剣道及び居合道規則7条により 剣道及び居合道四・五段審査員は教士七段以上の者、杖道規程7条は但し書きにより錬士でも可能

3 三段以下の審査会は、審査員5名をもって構成する。

4 1級審査会は、錬士六段以上の審査員5名（内2名は審査員の任命を受けた者）をもって構成する。

5 2・3級審査会は、錬士六段以上の審査員5名（内1名は審査員の任命を受けた者）をもって構成する。

※ 六・七段であっても称号のない者は審査員になれない。

(審査の方法)

第6条 段級位の審査方法は全日本剣道連盟審査規則及び同細則に基づき次のとおりとする。

1 段 位

(1) 剣 道

第1次審査において実技を課し、評価は切り返し、地稽古の総合評価とし、その基準は別に定める。合格者は第2次審査を受審することができる。

尚、実技審査の切り返しによりがたい者については、別に定める。(内規p15)

(2) 居合道

第1次審査において実技を課す。

ア 初段～三段 全剣連居合5本を課す。
全剣連居合は審査当日指定する。
演武時間は6分とする。

イ 四段～五段 全剣連居合5本を課す。
全剣連居合は審査当日指定する。
演武時間は6分とする。

合格者は第2次審査を受審することができる。

(3) 杖 道

ア	初段	全剣連杖道	1本目～5本目
イ	二段	〃	1本目～7本目の中から5本を課す。
ウ	三段	〃	1本目～10本目の中から5本を課す。
エ	四段	〃	1本目～12本めの中から5本を課す。
オ	五段	〃	1本目～12本目の中から5本を課す。

いずれも「仕」「打」交代して行う。

合格者は第2次審査を受審することができる。

- (4) 第2次審査において、学科と日本剣道形を課す。但し居合道、杖道は二段から日本剣道形を課す。

また、社会体育指導者資格初級の認定を受けた者については、剣道5段の学科審査を免除する。

剣 道

ア	初段	太刀	5本
イ	二段～三段	太刀	7本
ウ	四段～五段	太刀	7本・小太刀 3本

居合道

ア	<u>二段</u>	太刀	5本
イ	三段～五段	太刀	7本
ウ	剣道四段以上の者は形を免除する		

杖 道

ア	<u>二段</u>	太刀	3本
イ	三段～五段	太刀	5本
ウ	剣道四段以上の者は形を免除する		

- (5) 第2次審査において不合格となった者は、一年以内に1回に限り二次審査を受審できる。(第1次審査は免除する。)

※一年以内とは、(例)6月二次審査不合格者は10月、2月、6月の3回の内(H25.7.8)

- (6) 第2次審査において、定められた審査によりがたい者については、別に定める。

2 級 位

剣道は実技を課す。

1・2級の評価は切り返し、地稽古の総合評価とし、その基準は別に定める。

3級の評価は切り返し、基本打ちとし、その基準は別に定める。

実技合格者には木刀による剣道基本技稽古法を課す。

※級審査は1次審査、2次審査の考えはなく、木刀による剣道基本技稽古法で不合格の場合、次回は実技審査から受審する。

居合道は実技を課す。

3級は全剣連居合3本（木刀の使用を認める。）

2級は全剣連の礼法及び全剣連居合3本。

1級は全剣連居合の礼法及び全剣連居合5本。

杖道は実技を課す。

ア	3級	全剣連杖道	杖の礼法、姿勢、構え方
		基本単独動作	本手打、逆手打の2本
イ	2級	全剣連杖道	杖の礼法、姿勢、構え方
		基本単独動作	本手打、逆手打、返し突の3本
ウ	1級	全剣連杖道	太刀の礼法、持ち方、構え方、構えの解き方
			礼法
		基本単独動作	本手打、逆手打、引落打の3本引落
		全剣連杖道	1本目着杖、2本目水月、3本目引提の3本を「仕」「杖」交代して行う。（太刀は参考とする。）

(称号選考審査の方法)

第7条 錬士、教士の選考審査は、次の科目について行う。

剣 道

- (1) 日本剣道形の演武
- (2) 審判法の実技
- (3) 学科(指導法)

2 居合道

- (1) 全剣連居合4本 古流3本
- (2) 審判法の実技
- (3) 学科(指導法)

3 杖 道

- (1) 全剣連杖道3本、これ以外の技3本「仕」「打」の演武
- (2) 審判法の実技
- (3) 学科(指導法)

4 免 除

剣道称号選考審査で社会体育中級以上の取得者は、日本剣道形・審判法・学科(指導法)を免除する。

(段級位の受審資格)

第8条 受審の資格は次のとおりとする。

- 3 級 小学校4年生以上で、所属地区連盟会員であること
- 2 級 小学校5年生以上で、3級取得後3ヶ月以上修業した者
- 1 級 小学校6年生以上で、2級取得後3ヶ月以上修業した者
- 初 段 一級受有者で、満13才以上の者（18歳以下の者は一級取得後満3ヵ月以上修業した者）
- 二 段 初段受有後1年以上修業した者
- 三 段 二段受有後2年以上修業した者
- 四 段 三段受有後3年以上修業した者
- 五 段 四段受有後4年以上修業した者
- 六 段 五段受有後5年以上修業した者
- 七 段 六段受有後6年以上修業した者
- 八 段 七段受有後10年以上修業し、かつ満46歳以上の者

2 受審資格のうち、以下の者は、前項経過年数をへずして受審できる。

- ① 中学生においては、2級と3級を同時に受審出来る。この場合、2・3級の受審料を納め受審し、合格者は2・3級の証書料を納入し、有級者登録をする。
2級不合格の場合、3級を認定する。（3級の証書料を納入し、有級者登録をする。）
- ② 高校生（これに準ずる年令の者）においては、1級と2級を同時に受審出来る。この場合、1・2級の受審料を納め受審し、合格者は1・2級の証書料を納入し、有級者登録をする。
1級不合格の場合、2級を認定する。（2級の証書料を納入し、有級者登録をする）
- ③ 18才以上の者（高校生は不可）は、初段と1級を同時に受審出来る。この場合初段・1級の受審料を納め受審し、合格者は初段・1級の証書料を納入する。
また、有級者登録料と有段者登録料を納入する。
初段不合格の場合、1級を認定する。（1級の証書料を納入し、有級者登録をする）

- 3 次の各号のいずれかに該当し、会長が全剣連称号段位審査細則第15条に定める特段の事由があると認めて許可した者は、第1項の規程にかかわらず当該段位を受審することができる。

- (1) 二段ないし五段の受審を希望し、次の年齢に達した者

受審段位	年 齢
二 段	3 5 歳
三 段	4 0 歳
四 段	4 5 歳
五 段	5 0 歳

- (2) 初段ないし五段の受審を希望し、次の修業年限を経て特に優秀と認められる者

受審段位	修業年限
初 段	1 級受有者
二 段	初段受有後 3 ヶ月
三 段	二段受有後 1 年
四 段	三段受有後 2 年
五 段	四段受有後 3 年

(称号の受審資格)

第9条 称号を受審しようとするものは、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 錬士 六段受有者で、六段受有後 1 年を経過した者
- (2) 教士 錬士七段受有者で、七段受有後 2 年を経過した者
- (3) 範士 教士八段受有者で、八段受有後 8 年以上経過した者

- 2 錬士、教士の称号受審者は、県剣連の選考審査を経て会長が推薦した者
- 3 範士の推薦は、範士候補者名簿により、審議員会が選考を行い理事会に諮り決定する。
- 4 五段受有者で県剣連選考審査会において、全剣連称号段位審査規則第10条第1号の基準に達していると認められ会長が推薦した者については、第1項第1号および第2項の規程にかかわらず錬士の称号を受審することができる。

(講習および推薦)

第10条 錬士、教士の称号を受審する者は、全剣連の称号段位審査実施要項（剣道、居合道、杖道）の規程による県剣連または全剣連が行う講習を事前に受けなければならない。

2 範士の推薦は、全剣連の称号段位審査実施要項に基づいて推薦する。

(審査の合否)

第11条 三段以下の審査は、審査員3名以上の合意により合格とする。

2 四段ないし五段の審査は、審査員4名以上の合意により合格とする。

3 称号の選考審査は、審査員4名以上の合意により会長推薦とする。

4 学科審査は、70点以上を合格とする。

(受審手続)

第12条 段級位を受審しようとする者は、「別表」に定める受審料を添えて、所属地区連盟に申し込むものとする。

2 地区連盟会長は、所定の受審申込書に必要事項を記載して県剣連会長に申請し、承認を得なければならない。

3 審査は、県剣連指定の審査会場で受審するものとする。

ただし、特別の事由により、指定会場で受審できない場合は、その事由を記して所属地区連盟会長に申請し、県剣連会長が、審査事務担当委員長を経由して新たに指定する会場で受審できるものとする。

この特例による審査の受審料は、受審地区連盟に納め、合格に関する手続き等は、所属地区連盟を通して行うものとする。

4 前項の「特別の事由」とは次の場合をいう。

(1) 全日本剣道連盟主催及び、共催事業に参加する場合

(2) 静岡県剣道連盟が承認した事業に参加する場合

5 第6条第1項第6号の「定められた審査によりがたい者」の受審手続きについては、別に定める。

(証書の交付)

第13条 所定の手続きを完了した称号および段位合格者に対しては全剣連会長より証書が交付され、1～3級合格者に対しては、県剣連会長より証書が交付される。

(再 議)

第14条 県剣連会長は審査の結果が不相当と認めるときは、理事会にはかり、再議に付し、保留または取り消すことができる。

(称号、段位の返上剥奪および復活)

第15条 県剣連会長は、称号、段位を辱める非行があると認められる者があるときは、理事会にはかりその称号、段位の返上、剥奪方を全剣連会長に申請することができる。

- 2 県剣連会長は、前項の規程により称号、段位を返上しまたは、剥奪された者の復活について、相当な事由があると認めるときは、理事会にはかりその復活を全剣連会長に申請することができる。

(受審料および証書料)

第16条 本規程による受審料及び証書料は別表1のとおりとする。

(特段の事由により受審する者の受審料)

第17条 規程第8条第3項により当該段位を受審する場合の受審料は、受審段位と必要段級位からの累計額とし、合格した場合は、合格段級位と必要段位登録料の累計額を納入するものとする。

(必要級段位とは、すでに段級位を取得している者が本来受審すべき段級位。)

(規程の改廃)

第18条 この規程の改正・廃止は、理事会に諮り決定する。

(補 則)

第19条 本規程で運用できない事項については、理事会の議決、県剣連会長の承認を得て決定する。

附 則

(施行期日)

- ① この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- ② 平成7年4月1日の称号の推薦及び段級位審査規程は、これを廃止する。
- ③ この規程は、平成19年4月1日（一部改定）より施行する。
- ④ この規程は、平成22年4月1日（一部改定）より施行する。
定期審査会年3回とした。2.3級審査導入、剣道木刀による基本技稽古法を審査に導入
- ⑤ この規程は、平成23年4月1日（一部改定）より施行する。
初段受審資格を満13歳以上とした。
- ⑥ この規程は、平成25年4月1日（一部改定）より施行する。
居合・杖道の二次審査に日本剣道形を導入
- ⑦ この規程は、平成27年4月1日（一部改定）より施行する。
- ⑧ この規程は、平成28年2月28日（一部改定）より施行する。
審査員選考委員会の構成を全剣連規程に合わせた。社会体育指導員資格者の学科免除を追加
- ⑨ この規程は、平成28年9月22日（一部改定）より施行する。
範士選考は審議委員会が行い理事会に諮る。（各種選考委員会の選考を審議委員会に変更）
- ⑩ この規程は、平成30年5月20日（一部改定）より施行する。
居合道段位審査(称号審査は従来通り)において古流を廃止し全剣連制定居合のみで実施に改定
- ⑪ この規程は、令和4年4月1日（一部改定）より施行する。
居合道・杖道の二次審査の日本剣道形を初段から課していたのを二段から課すこととした。

称号・段級位審査内規

1、規程第6条第1項については、次のとおりとする。

(1) 評価基準

段 位

第1次審査における実技の評価基準は、切り返し、地稽古の総合評価とする。

級 位

実技の評価基準は、切り返し、地稽古の総合評価とし、実技合格者には木刀による剣道基本技稽古法を課す。

木刀による剣道基本技稽古法は、下記の中から当日3本を指定して課す。

a、3級は基本1～基本4とする。

b、2級は基本1～基本6とする。

c、1級は基本1～基本9とする。

各級共、掛かり手・元立ちの両方を行う。

(2) 実技審査の切り返しによりがたい者については、次のとおりとする。

a、腕に障害のある者については、障害のない片方の腕で正面打ちを4本行わせるものとする。

b、足に障害のある者については、その程度により内容を変更して実施させる。

内容の変更については、審査長の裁量とする。

※審査長とは当日の審査会で審査全般について統括を行うため指定されたもの。

(3) 「定められた審査によりがたい者」の第2次審査

※ 「定められた審査によりがたい者」とは、一般的受審者と同様の審査が受けられない身体障害者及び日本語記述の出来ない外国人等をいう。

① 日本剣道形

a、原則として一般受審者と同様とする。

b、前項によりがたい者については、指定する「剣道形」を記述させるものとする。

② 学 科

a、原則として静岡県剣道連盟出題の問題を解答させる。

b、その他の本項該当者については、審査長の裁量により実施させる。

※ 外国語により解答され、当日に翻訳できない場合、提出された解答を翻訳した後、後日、合否判定する場合がある。

申し合わせ事項

(1) 第6条第1項 (1) 剣道審査の方法

【実技審査（地稽古）の時間】

- 級位 30秒
- 初段 30秒
- 二段 35秒
- 三段 35秒
- 四・五段 60秒

【障害者の実技(地稽古)審査】

実技(地稽古)審査は、中段で行う。但し身体に障害のある場合は、この限りではない。
(中段の構え以外の構えによることができる)

地稽古で相手が中段の構え以外の場合、その受審者は中段の構えの相手と2回 計3回の地稽古を行うことができる。(当日の審査員打合せの時に地稽古の方法を確認し、この措置を適用する場合は、当該受審者に周知する)

(2) 第6条第2項 (級位)

剣道3級の実技は切り返し、基本打ちとし、
基本打ちは「面→小手→胴→小手・面」を課す。

(3) 第6条第1項 (5)

二次審査不合格者が再受審を申し込み、当日欠席した場合の措置 (h30.5.20決定事項)

①欠席理由がインフルエンザ等の伝染病の場合、医師の診断書提出により棄権扱いにせず、次回以降、2次審査より受審できる。

この場合、受審料は、返却しない。

(伝染病は、学校登校、会社等の出社が法的・規則的にできないため再受審を認める。)

②申込後に、伝染病以外の病気、ケガ、冠婚葬祭等、本人にとって「やむおえない事情」により欠席の場合であっても、棄権として扱い、次回以降は1次審査より受審する。

この場合、受審料は、返却しない。